

農山漁村における 再生可能エネルギーの導入促進について



令和6年1月

農林水産省
中国四国農政局
経営・事業支援部
食品企業課

1 - 1 農山漁村再生可能エネルギー法の概要

- ・ 農山漁村に存在する土地、水、バイオマス等の資源を活用した再生可能エネルギー発電を促進し、地域の所得向上等に結びつけていくことが必要。
- ・ 食料供給や国土保全等の農山漁村が有する重要な機能の発揮に支障を来すことのないよう、農林地等の利用調整を適切に行うとともに、再生可能エネルギーの導入と併せて地域の農林漁業の健全な発展に資する取組を促進することが重要。

取組の枠組みを構築

**「農林漁業の健全な発展と調和のとれた再生可能エネルギー電気の発電の促進に関する法律」
（農山漁村再生可能エネルギー法）が平成25年11月に成立。平成26年5月に施行。**

【法の趣旨】

農山漁村において**農林漁業の健全な発展と調和のとれた再生可能エネルギー電気の発電を促進**するための措置を講ずることにより、農山漁村の活性化を図るとともに、エネルギー供給源の多様化に資するための制度を創設する。

【概要】

1. 基本理念

- ① 農山漁村における再生可能エネルギー電気の発電の促進は、**地域の関係者の相互の密接な連携の下**に、地域の活力向上及び持続的発展を図ることを旨として行わなければならない。
- ② 地域の**農林漁業の健全な発展に必要な農林地並びにその周辺の水域の確保**を図るため、これらの農林漁業上の利用と再生可能エネルギー電気の発電のための利用との調整が適正に行われなければならない。

2. 農林漁業の健全な発展と調和のとれた再生可能エネルギー発電の促進に関する計画制度

3. 認定を受けた設備整備計画に係る特例措置

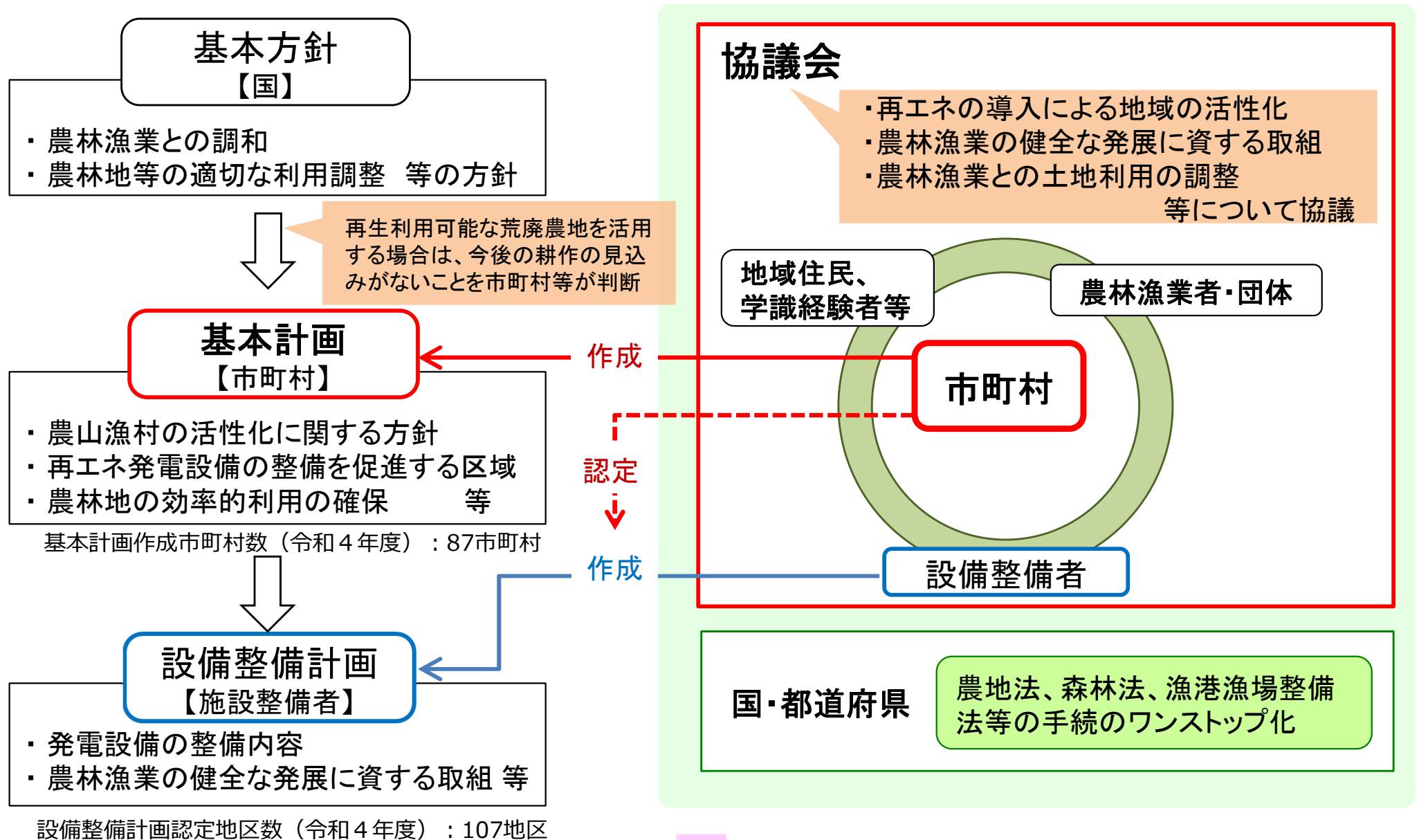
関連法の許可または届出の手続きのワンストップ化 等

4. その他

- ① 国・都道府県による市町村委対する情報提供、助言その他の援助
- ② 計画作成市町村による認定設備整備者に対する指導・助言

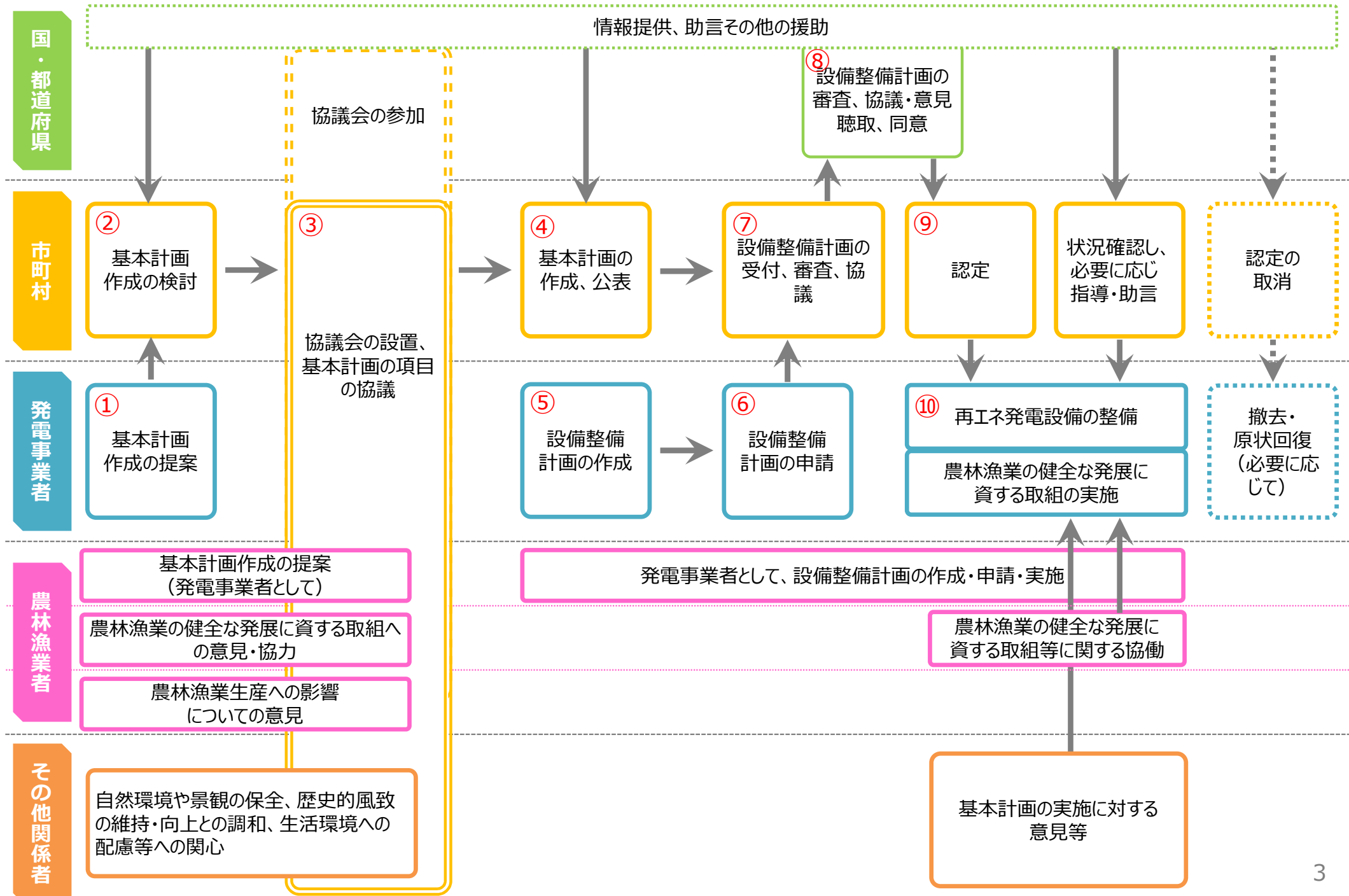
1 - 2 農山漁村再生可能エネルギー法の概要

(農林漁業の健全な発展と調和のとれた再エネ発電の促進に関する計画制度)



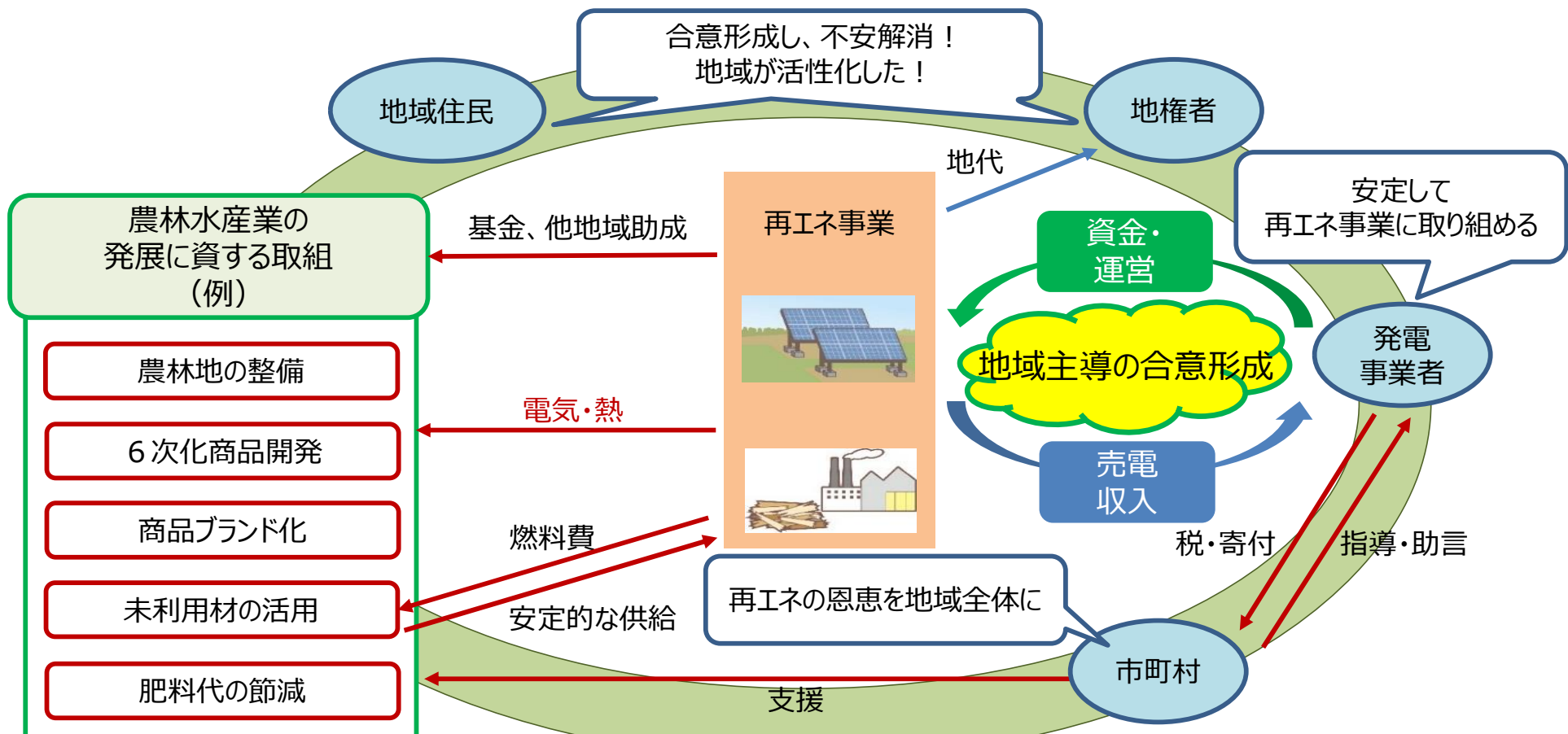
農山漁村の再生可能エネルギーの導入に向けた取組を推進

1-3 農山漁村再生可能エネルギー法の概要 (法に基づく流れ)



1-4 農山漁村再生可能エネルギー法の概要 (活用メリット)

- ① 農地法、森林法等の手続きのワンストップ化
- ② 市町村による所有権移転等促進事業
- ③ 再生利用困難な荒廃農地等に設定された設備整備区域における第1種農地の転用不許可の例外
- ④ 農林漁業の健全な発展に資する取組を通じた再エネ発電の利益の地域還元
- ⑤ 「地域資源バイオマス発電設備」の証明による出力制御ルール上の優遇措置（既設設備も対象）
- ⑥ 市町村による認定事業者への指導・助言
- ⑦ FITの地域公共案件（第1次保証金及び第2次保証金の免除）



(参考) 農山漁村再エネ法における再エネ発電設備の設置に係る農地転用の取扱いについて

平成24年4月 閣議決定

「優良農地の確保に支障を生じないことを前提とし、耕作放棄地を使用するなど地域の農業振興に資する場合については、再生可能エネルギー設備の設置に関し、農地制度における取扱いを明確化する」

平成25年1月 閣議決定

「（規制改革について）既往の閣議決定事項を着実に推進」

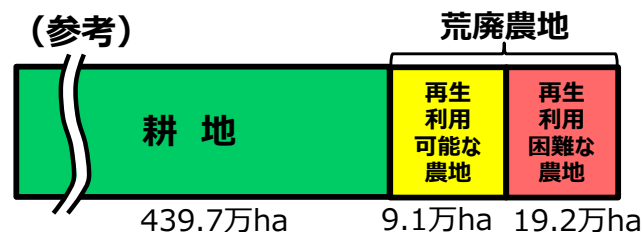
再エネ法関係（省令・基本方針）

再エネ法に基づく再エネ発電設備整備区域（「整備区域」）に、第1種農地を設定する場合の基準を規定（農用地区域には設定不可）

○再エネ発電設備整備区域に第1種農地を含める場合、次の土地を設定可能

- ① 再生利用困難な荒廃農地（赤）
- ② 再生利用可能な荒廃農地（黄）のうち、耕作を行う者を確保することが見込めず、今後耕作が見込めない土地

（参考）



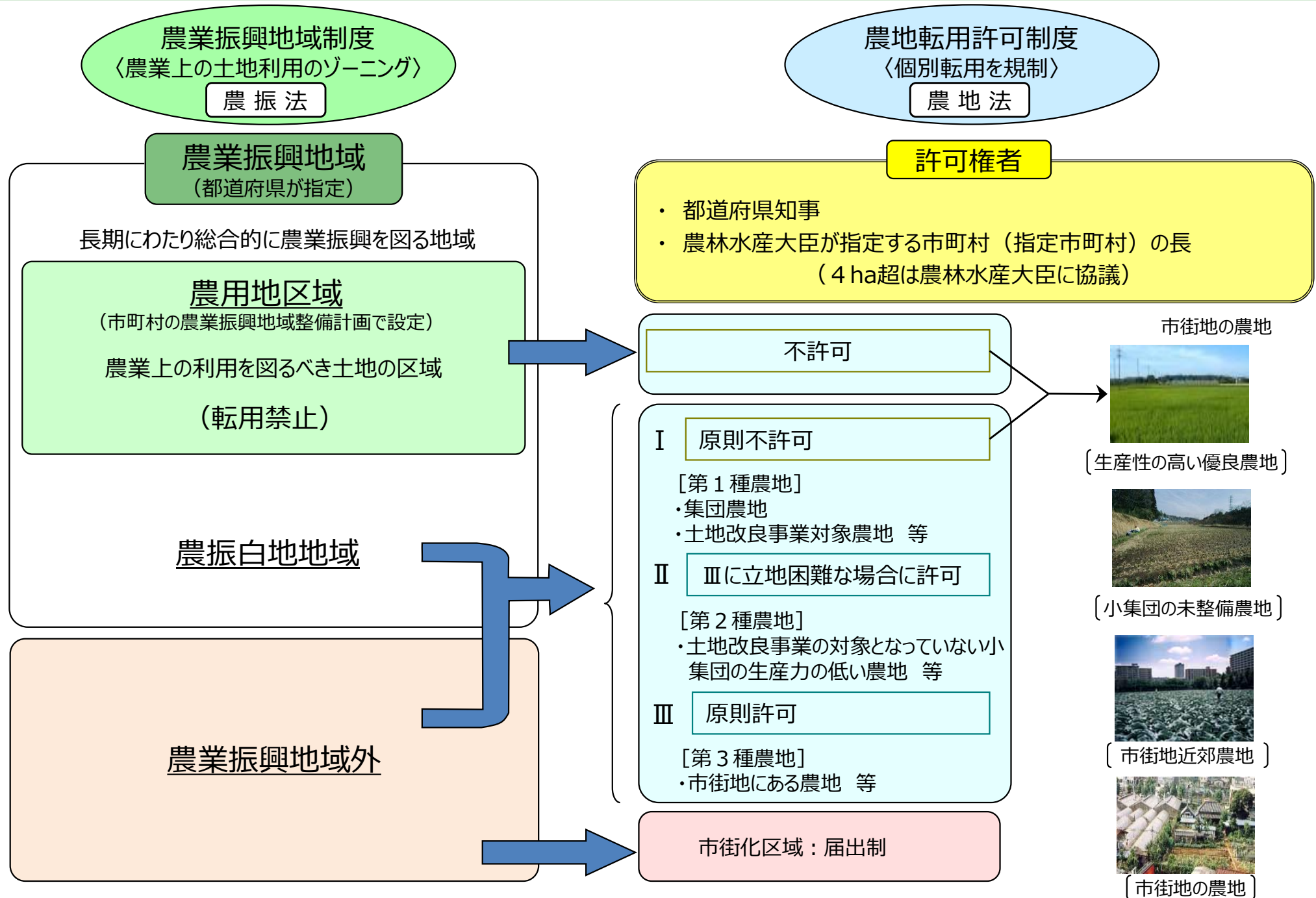
農地法関係（省令）

左の整備区域内で再エネ法に基づく設備整備計画（事業者の計画）に従って整備される再エネ発電設備を、第1種農地の転用不許可の例外に追加（これにより、再エネ法に基づく県又は指定市町村の同意が可能に）

○この場合、次のことが必要

- ① 整備区域について、県又は指定市町村との農業上の土地利用調整が調ったものであること
- ② 設備整備計画に記載された農林漁業の健全な発展に資する取組について、協議会（関係農林漁業者等により構成）において協議が調ったものであること

農業振興地域制度と農地転用許可制度の概要

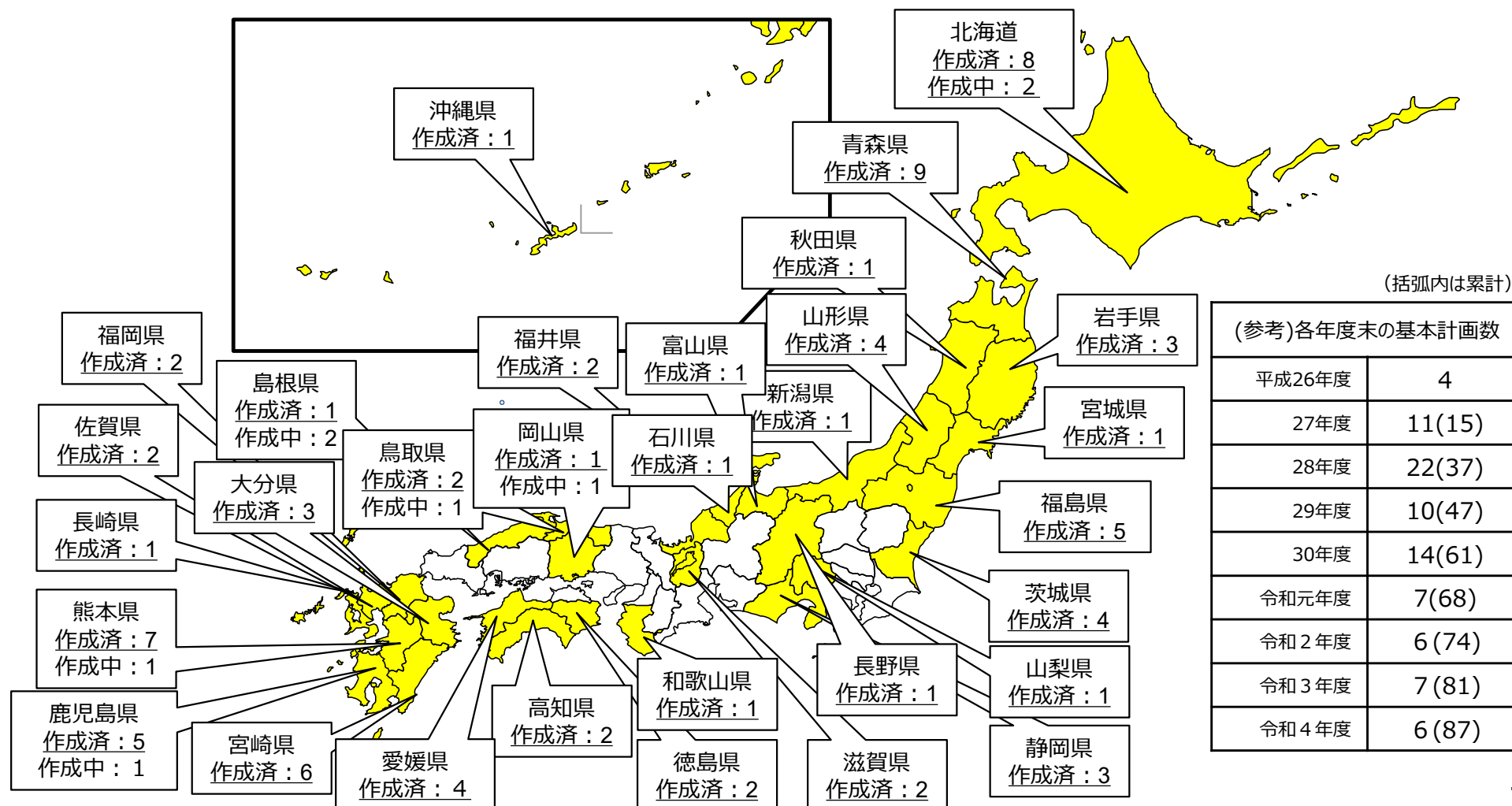


1-5 農山漁村再生可能エネルギー法の活用状況（基本計画）

（令和5年3月末現在、農林水産省調べ）

（市町村数）

基本計画を作成済	基本計画を作成中
87	8



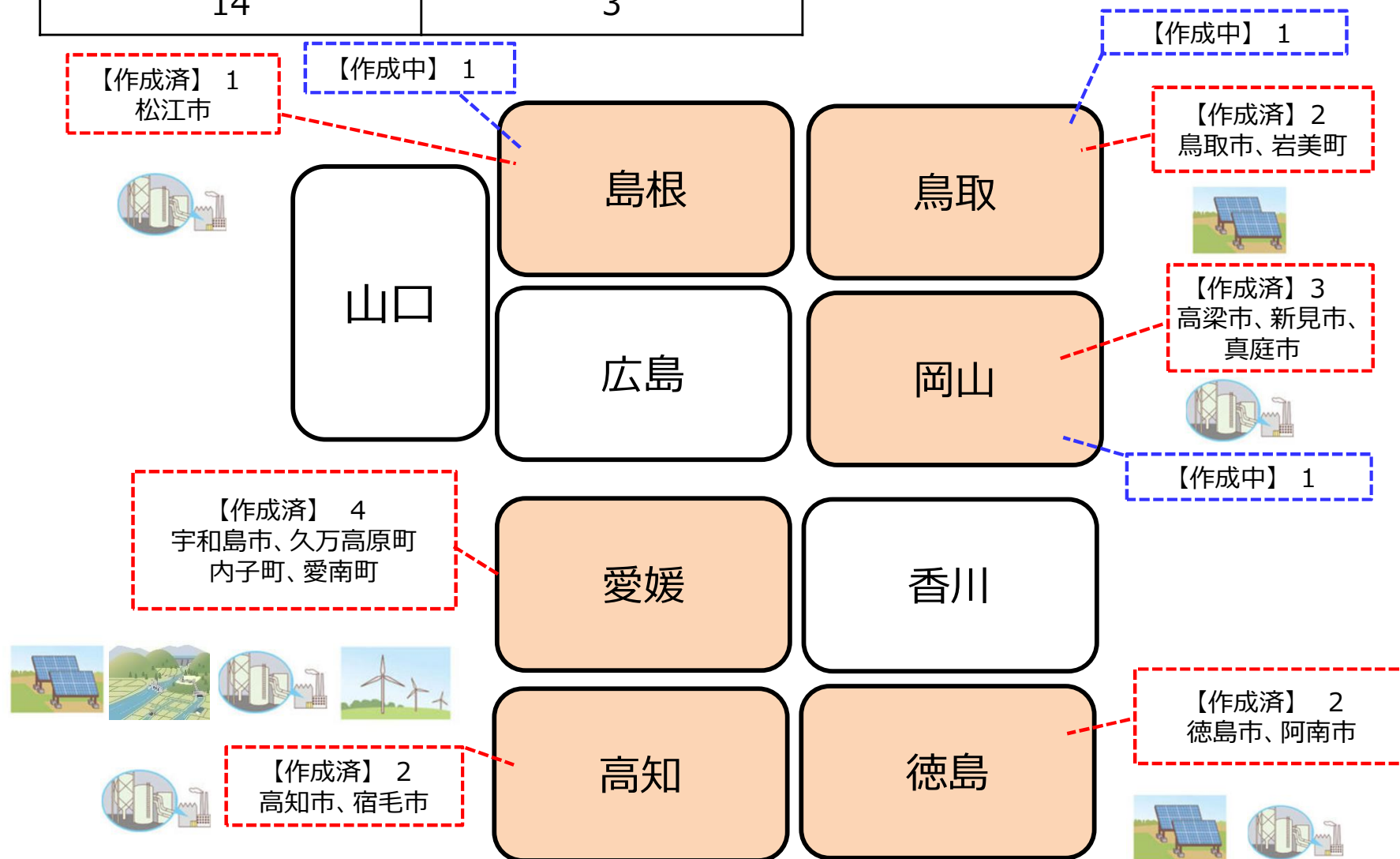
1 - 6 農山漁村再生可能エネルギー法の概要

農山漁村再生可能エネルギー法の活用状況（中国四国）

（市町村数）

基本計画を作成済	基本計画を作成中
14	3

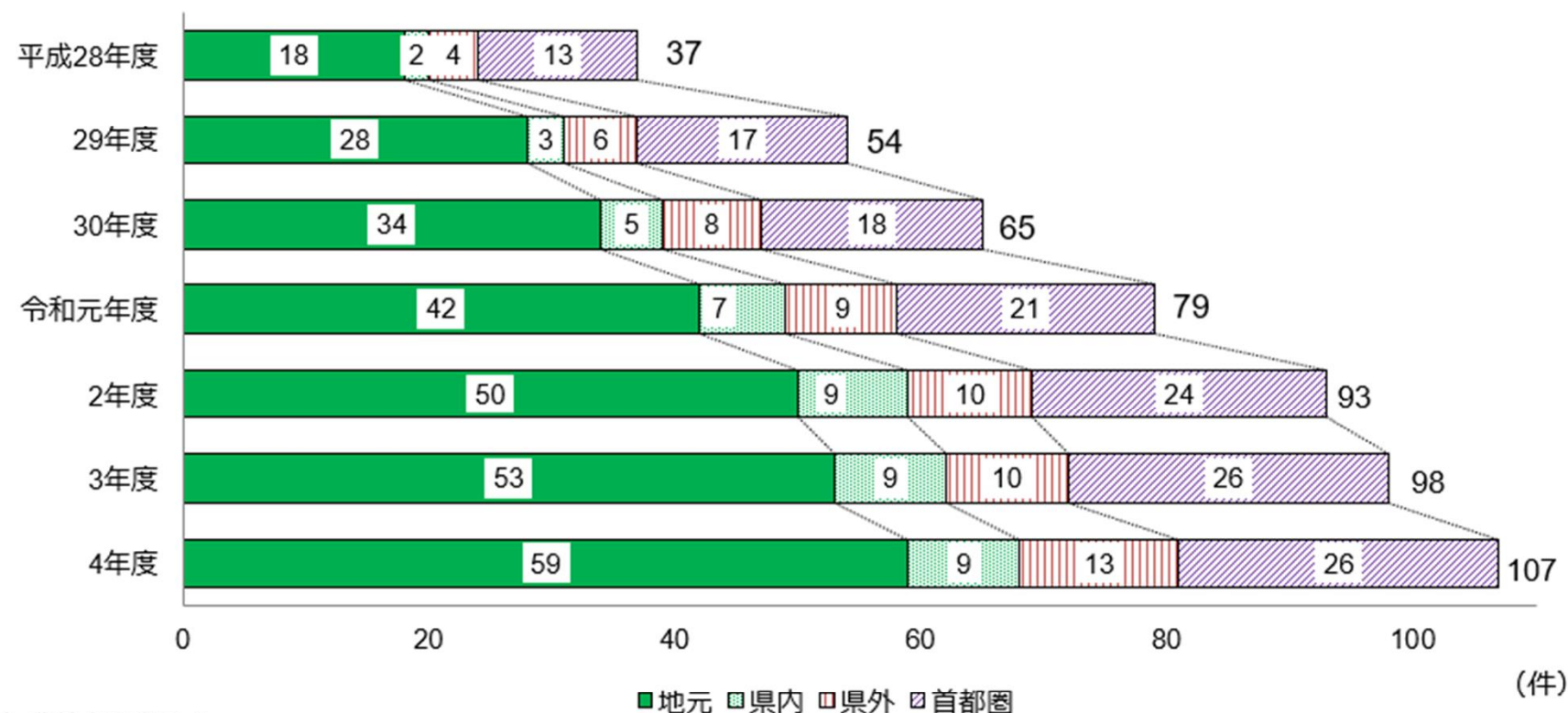
（令和5年12月末現在）



1-7 農山漁村再生可能エネルギー法を活用した発電設備の設置主体

- 農山漁村再生可能エネルギー法を活用した再生可能エネルギー発電設備の設置数は年々増加。
- 設置主体の内訳をみると、地元企業が最も多く、県内企業と合わせると過半数となる一方、県外企業や首都圏企業も一定の割合を占めている状況。

○ 農山漁村再生可能エネルギー法を活用した再生可能エネルギー発電設備の設置主体（設備整備計画の認定数）



(出典) 農林水産省調べ

注) 地元企業 : 設備を設置する市町村と設置主体の本社所在市町村が一致するもの。
一部公共団体を含む。
県内企業 : 設備を設置する都道府県と設置主体の本社所在都道府県が一致するもの
(地元企業を除く)。

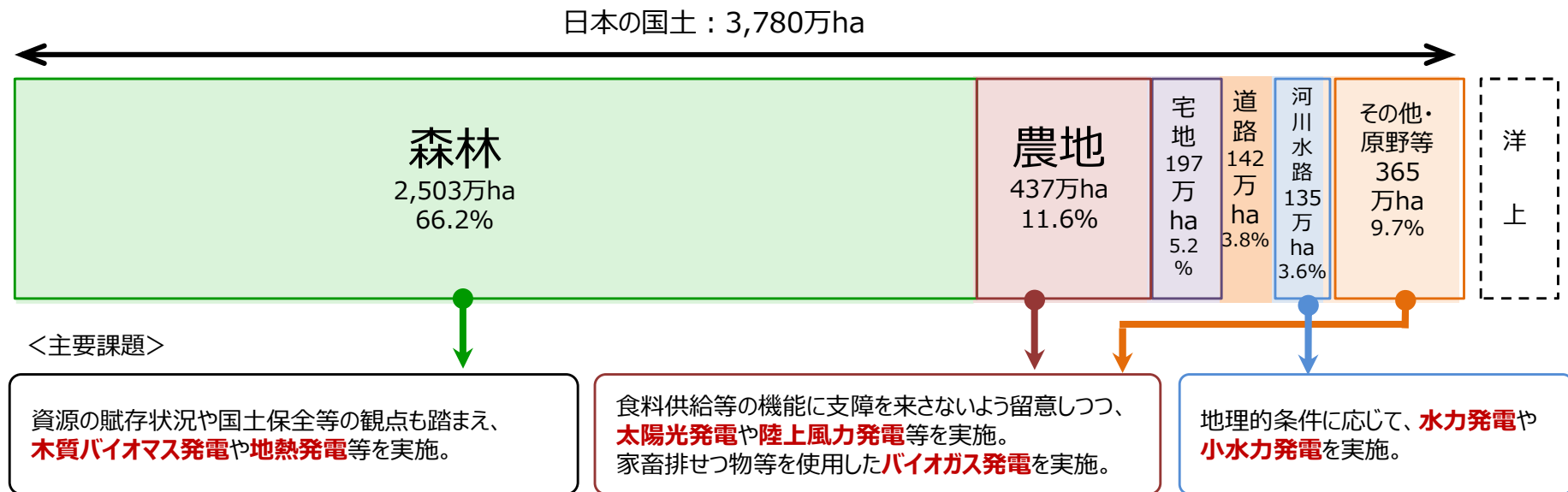
県外企業 : 設備を設置する都道府県と設置主体の本社所在都道府県が一致しないもの(地元企業、県内企業、首都圏企業を除く)。
首都圏企業 : 設置主体の本社所在地が首都圏のもの(地元企業、県内企業を除く)。

※令和4年度の実績の集計において、一部重複計上されているものが確認されたため、過年度に遡って設備整備計画の認定数、設置主体の内訳を訂正した

1-8 農山漁村における再生可能エネルギー発電のポテンシャル

- 国土の大宗を占める農山漁村は、森林資源等の土地、水、バイオマスなどの資源が豊富に存在し、再生可能エネルギー利用の面で高いポテンシャルを所有。
- こうした資源を活用した再生可能エネルギー電気の導入を促進し、地域の活力向上及び持続的発展を図ることが重要。

○ 国土の構成



(資料) 国土交通省「国土の利用区分別面積」令和2年調査より作成

（参考） 固定価格買取制度（電源種毎の調達価格及び調達期間）

電源	調達区分		1 kWhあたり調達価格/基準価格				調達期間/ 交付期間	
			2022年度	2023年度 4月～9月	2023年度 10月～3月	2024年度		
太陽光	入札制度適用区分		入札制度により決定				20年	
	50kW以上(地上設置)(入札制度対象外)		10円	9.5円		9.2円		
	10kW以上50kW未満(地上設置)		11円	10円		10円		
	50kW以上(屋根設置)		10円	9.5円	12円	12円		
	10kW以上50kW未満(屋根設置)		11円	10円	12円	12円		
	10kW未満		17円	16円		10年		
バイオマス	メタン発酵ガス(バイオマス由来)		下水汚泥・家畜糞尿・食品残さ由来のメタンガス		39円	35円		20年
	間伐材等由来の木質バイオマス	20,000kW以上	間伐材、主伐材		32円			
		20,000kW未満			40円			
	一般木質バイオマス・農産物の収穫に伴って生じるバイオマス個体燃料	10,000kW以上 (入札制度適用区分)	製材端材、輸入材、剪定枝、パーム椰子殻、パームトランク等		入札制度により決定			
		10,000kW未満			24円			
	農産物の収穫に伴って生じるバイオマス液体燃料(入札制度適用区分)		パーム油、カシュー ナッツ 殻油		入札制度により決定			
	建設資材廃棄物		建設資材廃棄物(リサイクル材)、その他木材		13円			
廃棄物・その他バイオマス		剪定枝、木くず、紙、食品残さ、廃食用油、黒液		17円				
電源	区分		2022年度	2023年度	2024年度	2025年度	期間	
風力	陸上風力(50kW以上)		入札制度により決定				20年	
	陸上風力(50kW未満)		16円	15円	14円	13円		
	陸上風力(リブレース)		14円	13円	—	—		
	着床式洋上風力		29円	入札制度により決定		—		
	浮体式洋上風力		36円					
水力	5,000kW以上30,000kW未満		20円	16円		—	20年	
	1,000kW以上5,000kW未満		27円			—		
	200kW以上1,000kW未満		29円					
	200kW未満		34円					
水力 概設導水路活用型	5,000kW以上30,000kW未満		12円	9円		—		
	1,000kW以上5,000kW未満		15円			—		
	200kW以上1,000kW未満		21円					
	200kW未満		25円					
	15,000kW以上		26円					
地熱	リブレース	15,000kW以上 全設備更新型		20円				15年
		15,000kW以上 地下設備流用型		12円				
		15,000kW未満		40円				
	リブレース	15,000kW未満 全設備更新型		30円				
		15,000kW未満 地下設備流用型		19円				
		15,000kW未満 地下設備流用型		19円				

1-9 基本方針に規定する政策目標

- 農山漁村再生可能エネルギー法の基本方針（令和元年7月改正）では、再エネの取組目標を規定

令和5年度
目標

再生可能エネルギーを活用し農林漁業の発展を図る取組実施地区の再生可能エネルギー
電気・熱に係る収入等の経済的な規模 **600億円** ※およそ総農家の約2割程度の消費電力相当

- 600億円目標にむけた実績額の推移

農林水産省調べ（単位：億円）

平成28年度	29年度	30年度	令和元年度	2年度	3年度	...	5年度
187	258	297	372	448	521		600

農林漁業の健全な発展と調和のとれた再生可能エネルギー電気の発電の促進による農山漁村の活性化に関する基本的な方針
（平成26年5月16日農林水産省・経済産業省・環境省告示第2号）（抜粋）

第1 農林漁業の健全な発展と調和のとれた再生可能エネルギー電気の発電の促進による農山漁村の活性化の意義及び目標に関する事項

2 目標

再生可能エネルギー電気の発電を活用して地域の農林漁業の発展を図る取組を現に行っている地区について増加傾向を維持し、2023年（令和5年）度において、当該取組を行う地区の再生可能エネルギー電気・熱に係る収入等の経済的な規模を600億円にすることを旨とする。

1-10 農山漁村再生可能エネルギー法の概要（国の定める基本方針）

- 国は、農林漁業の健全な発展と調和のとれた再生可能エネルギーの発電の促進による農山漁村の活性化の意義及び目標、促進のための施策、農林漁業の健全な発展に資する取組等の「基本方針」を策定（法第4条）
- 市町村は、基本方針に基づき、当該市町村の区域を対象とした「基本計画」を作成（法第5条）
- 農山漁村再生可能エネルギー法が施行後5年となったことから、附則第2条に基づき令和元年7月に改正

主な記載事項

- 第1 農林漁業の健全な発展と調和のとれた再生可能エネルギーの発電の促進による農山漁村の活性化の意義及び目標
【意義】 農山漁村の自立的発展や、食料供給・国土保全等の機能を持つ農林漁業上の適正な調整、再生可能エネルギー事業の地域共生
【目標】 再生可能エネルギーを活用して地域の農林漁業の発展を図る取組を行う地区の再生可能エネルギー・熱に係る収入等の経済規模600億円(令和5年度)
- 第2 農山漁村における農林漁業の健全な発展と調和のとれた再生可能エネルギーの発電の促進のための施策に関する基本的事項
【国による総合的な施策】 モデル事例や法に基づく特例措置に関する知見の提供、地方農政局等への相談窓口の設置等
【都道府県による施策】 再生可能エネルギーの賦存状況や立地条件等に関する情報提供や技術的助言、許可権限を有する規制に関する情報提供等
- 第3 農林地並びに漁港及びその周辺の水域の農林漁業上の利用と再生可能エネルギーの発電のための利用との調整に関する基本的事項
・ 設備整備区域は未利用地等を優先的に設定し、農林地等を含める場合は農林漁業の健全な発展に支障を及ぼさない範囲とする。
・ 第1種農地のうち再生利用が困難な荒廃農地等については設備整備区域に含めることが可能
- 第4 再生可能エネルギー発電設備の整備と併せて行う農林地の農林業上の効率的かつ総合的な利用の確保その他の農林漁業の健全な発展に資する取組の促進に関する基本的事項
・ 協議会の場合等を通じ、農林漁業者等の意見を十分聴き、農林漁業の健全な発展に資する取組の内容や役割分担を具体的に定めること
・ 具体的な取組例（農林地の農林業上の効率的かつ総合的な利用の確保、農林漁業関連施設の整備等）
- 第5 その他の基本計画の作成に関する基本的事項
・ 設備整備区域の設定、農林地所有権移転等促進事業、協議会の構成・協議事項、設備整備計画の認定、原状回復等
- 第6 自然環境の保全との調和その他の農山漁村における再生可能エネルギーの発電の促進に際し配慮すべき重要事項
・ 自然環境、景観の保全との調和、周辺住民の生活環境に対する配慮など

2-1 営農型太陽光発電（概要・制度）

- 営農型太陽光発電とは、一時転用許可を受け、農地に簡易な構造でかつ容易に撤去できる支柱を立てて、上部空間に太陽光発電設備を設置し、**営農を継続しながら発電を行う取組**。
- 作物の販売収入に加え、発電電力の自家利用等による農業経営の更なる改善が期待できる取組手法。



露地の畑の上部にパネルを設置



パネル下でのトラクターによる
耕運作業の様子

2-2 営農型太陽光発電に関する農地転用許可の取扱い、促進策

- 営農型太陽光発電は、営農の適切な継続と農地の上部での発電をいかに両立していくかが取組の鍵。
- 営農型太陽光発電設備の設置には農地法に基づく一時転用の許可が必要で、平成25年に農地転用許可制度に係る取扱いを明確化。
- 平成30年5月に農地転用許可の取扱いを見直し、担い手が営農する場合や荒廃農地を活用する場合等には一時転用許可期間を3年以内から10年以内に延長。その他優良事例の周知等の促進策を発表。
- さらに、令和2年度末に、荒廃農地を再生利用する場合は、おおむね8割以上の単収を確保する要件は課さず、農地が適正かつ効率的に利用されているか否かによって判断するよう見直し。

農地転用に係る取扱いの主な内容

① 一時転用許可に当たり、次の事項をチェック

- ・ 一時転用期間が一定の期間内となっているか

一時転用期間が10年以内になるケース

次のいずれかに該当するときは10年以内(その他は3年以内)

- 認定農業者等の担い手が下部の農地で営農を行う場合
- 荒廃農地を活用する場合
- 第2種農地又は第3種農地を活用する場合

- ・ 下部の農地での営農の適切な継続が確実か

営農の適切な継続とは

- 営農が行われていること
- 生産された農作物の品質に著しい劣化が生じていないこと
- 下部の農地の活用状況が次の基準を満たしていること

区分	右以外の場合	荒廃農地を再生利用した場合 (令和3年3月31日改正)
基準	同年の地域の平均的な単収と比較して おおむね2割以上減収しないこと	適正かつ効率的に利用されていること (農地の遊休化、捨作りをしない)

- ・ 農作物の生育に適した日照量を保つための設計であるか
- ・ 効率的な農業機械等の利用が可能な高さ(最低地上高2m以上)であるか
- ・ 周辺農地の効率的利用等に支障がない位置に設置されているか 等

② 一時転用許可は、再許可が可能

- ・ 再許可では、従前の転用期間の営農状況を十分勘案し総合的に判断
- ・ 自然災害や労働力不足等やむを得ない事情により、営農状況が適切でなかった場合は、その事情等を十分勘案

③ 年に1回の報告により、農作物の生産等に支障が生じていないかチェック

- ・ 報告の結果、営農に著しい支障がある場合には、設備を撤去して農地に復元

優良事例の周知等

① 優良事例の周知等

優良事例をウェブサイト等で紹介するほか、チェックリストを作成、周知

② 相談窓口

相談窓口を設置し、農業者等からの問合せに対応

③ 資金調達の円滑化

地域の金融機関に対して営農型太陽光発電の促進策について情報提供

④ 悪質なケースへの対応

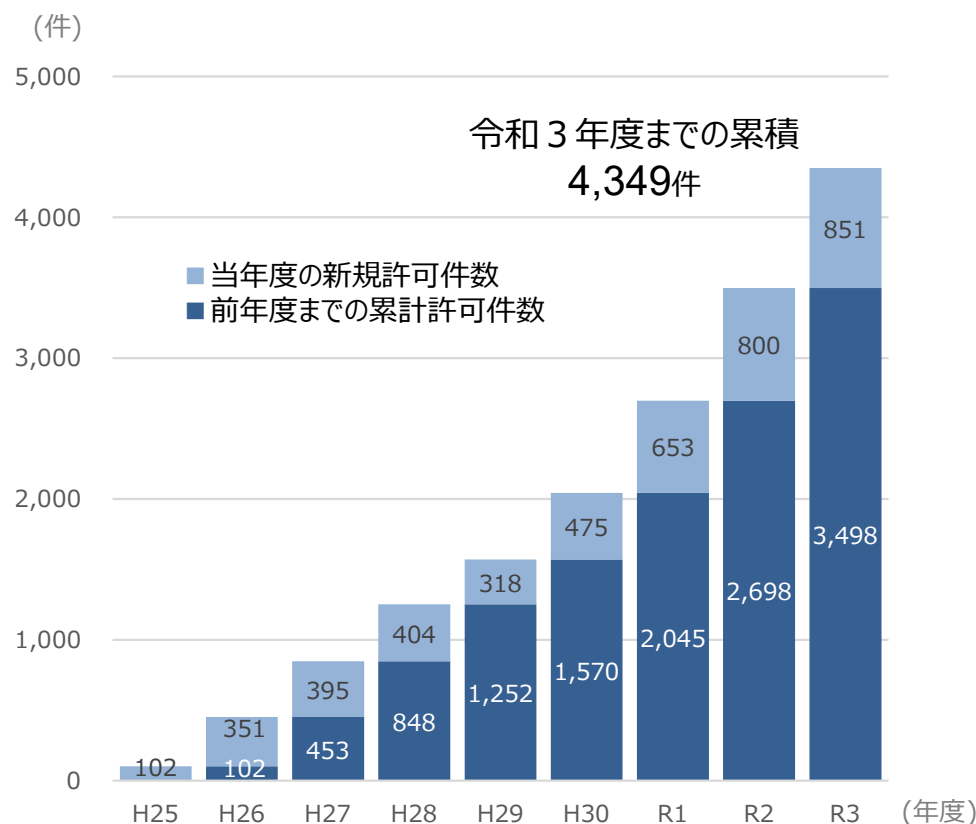
一時転用許可に違反する悪質なケースに対し、農地法に基づく改善指導等やFIT法上の措置を講ずる

2-3 営農型太陽光発電の取組状況

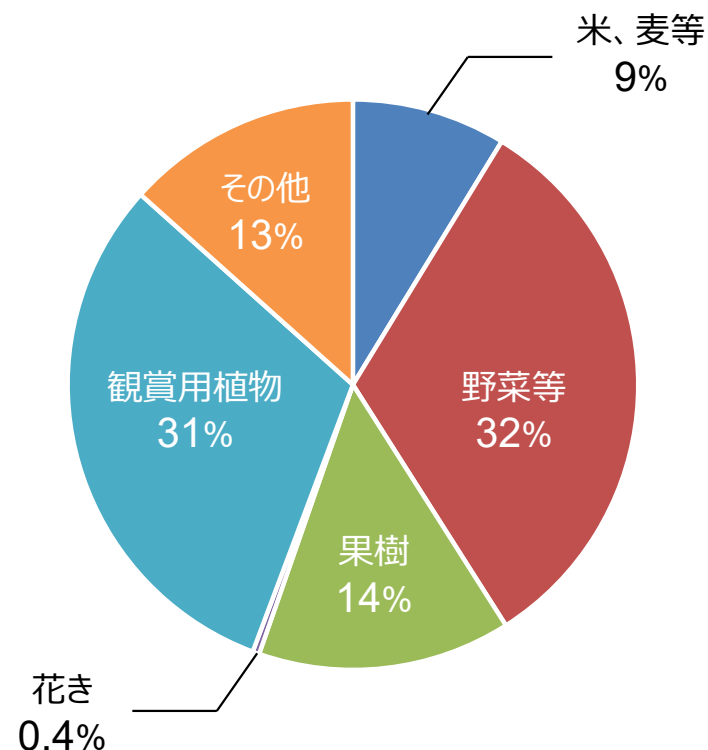


- 営農型太陽光発電設備を設置するための農地転用許可実績は、令和3（2021）年度までに**4,349件、1,007.4ha**。
- 太陽光発電設備下部の農地で生産されている農作物は様々。

営農型太陽光発電設備を設置するための
農地転用許可件数



下部農地での栽培作物
(件数ベース)



(参考事例) 中山間地域における営農型太陽光発電



<概要>

- 事業実施主体：いよくぼのファーム 篠原英行氏（愛媛県松山市）
- 発電設備：営農型太陽光発電
- 発電出力：約61.74kW
- 発電設備下部の農地：8a（軟弱野菜等を栽培）
- 建設費：約1,300万円
- 運転開始時期：令和2年9月

<特徴>

- 実施地区は、中山間地域の一部。
- 会社を早期退職した後、両親が所有し、営農していた大型の機械が入りにくい中山間地域の畑の一部で、農業で生計をたてていくためのモデルとして、営農型太陽光発電を開始。
- 雨だれで畝が切れるなどの問題もあるが、パネル下部が日陰になるため真夏でも日中の作業が可能になるなど利点の方が多い。
- 設置に関して地域住民の方々へ説明を行い、地域間でのトラブルはなし。
- 等間隔に太陽光発電の支柱があることから畝が整理しやすく目印として活用。また、防風ネットやインゲン等のつる性植物栽培用ネットは、支柱本体を活用する事により容易に張ることが可能。
- 山の陰になる可能性もあり、日照について十分シミュレーションを行って設置。遮光率50%以下であれば問題なく収量を確保可能。
- いよくぼのファームURL：<https://www.iyokubonofarm.com/>



発電設備の外観

（参考）営農型太陽光発電の高収益農業の実証事業 結果概要

H30年度、R元年度に、秋田県および静岡県において、営農型太陽光発電設備下部の農地での営農実証を行いました。

1 秋田県秋田市における えだまめ の実証概要

秋田県において、えだまめは生産・販売対策を強力に推進する県の重点野菜の一つに位置づけ。特に耕作放棄地の拡大が懸念される中山間地域のモデルとして実証を実施。



設備概要

設置場所	秋田市	施設面積	8.5a
発電出力	39.6kW	遮光率	31%
支柱間隔	4.2m	高さ	3.4m

えだまめ品種：湯あがり娘

- ・発電設備下ではやや生育量が不足し、開花期も2日程度遅くなる等生育への影響があるが、**収量、品質は慣行と同等**と推定
- ・機械作業は可能であるものの、支柱に注意して作業をする必要があり、**作業時間が増加**

表 株の分解調査

試験区	分枝数 枝/株	節数 節/株	莢数 個/株	全重 kg/10a	収量 kg/10a
遮光率31%	2.6	23.8	55	1,726	838
慣行	3.2	25.8	62.6	2,235	1,089

注）平均的な生育を示す代表株5株を調査

栽植密度：農家慣行区 5.79株/m² 実証区 4.10株/m²

2 静岡県における 茶 等の実証概要

静岡県において、特産品である茶、ブルーベリー、キウイフルーツについて、園地の上空への太陽電池の設置が、育成環境にもたらす影響等の調査を通じて、高い収益性が確保できる営農方法の実証を実施。



設備概要

設置場所	島田市	施設面積	4.6 a
発電出力	22 kW	遮光率	50 %
支柱間隔	3 m	高さ	2.8 m

品種：かなやみどり

- ・**50%程度の遮光でも、収量や品質に影響がない**との結果
- ・発電設備下では、**一番茶の新芽の生育が早い傾向**
- ・発電設備下では、朝方の葉温の低下が抑制され、**凍霜害の発生が抑えられる傾向**

表 茶の新芽の生育状況

試験区	萌芽期	摘採日 (調査日)	新芽重 g	新芽数 本
遮光率50%	4/9	5/2	15.6	29
慣行	4/16		12.7	34

秋田県、静岡県の本実証事業の報告書は以下のHPで閲覧できます。

秋田 <https://www.pref.akita.lg.jp/pages/archive/48189>

静岡 <http://www.pref.shizuoka.jp/sangyou/sa-310/einou.html>

みどりの食料システム戦略推進交付金のうち 地域循環型エネルギーシステム構築

【令和6年度予算概算決定額 650（696）百万円の内数】

＜対策のポイント＞

みどりの食料システム戦略の実現に向けて、地域の再生エネルギー資源を活用した地域循環型エネルギーシステムの構築のための**営農型太陽光発電のモデル的取組及び未利用資源（稲わら、もみ殻、竹、廃菌床等）のエネルギー利用を促進する取組**を支援します。

＜政策目標＞

カーボンニュートラルの実現に向けて、農林漁業の健全な発展に資する形で、我が国の再生可能エネルギーの導入拡大に歩調を合わせた、農山漁村における再生可能エネルギーの導入〔令和32年まで〕

＜事業の内容＞

1. 営農型太陽光発電のモデル的取組支援

地域循環型エネルギーシステムの構築に向け、

- ① 営農型太陽光発電設備下においても収益性を確保可能な作物や栽培体系、地域で最も効果的な設備の設計（遮光率や強度等）や設置場所の検討を支援します。
- ② 検討の結果、最適化された営農型太陽光発電設備の導入実証を支援します。

2. 未利用資源のエネルギー利用促進への対策調査支援

木質バイオマス施設等における未利用資源の投入・混合利用を促進するため、

- ・既存ボイラー形式等の仕様・運用実態等の調査
- ・前処理工程に関する調査
- ・収集・運搬方法に関する事例収集、分析
- ・炉への影響に関する検証
- ・混合利用による効果の検証

等の取組を支援します。

※以下の場合に優先的に採択します

- ・みどりの食料システム法に基づく**特定区域**において取組を行う場合
- ・事業実施主体の構成員（農業者、民間団体等）が「**みどり認定**」等を受けている場合

＜事業の流れ＞



＜事業イメージ＞



未利用資源の利活用による再生可能エネルギーの導入推進

【お問い合わせ先】 大臣官房環境バイオマス政策課（03-6744-1508 19

<対策のポイント>

地域資源を活用した再生可能エネルギーの導入促進、国産バイオマスのフル活用、脱炭素化を目指す地域への情報展開、農村地域におけるGXモデル調査の取組、専門家による相談対応、先進事例等の調査・検証・分析、セミナー等による情報展開、情報発信ツールの整備等農林漁業の脱炭素化やイノベーションの推進に向けた取組を支援します。

<政策目標>

カーボンニュートラルの実現に向けて、農林漁業の健全な発展に資する形で、我が国の再生可能エネルギーの導入拡大に歩調を合わせた、農山漁村における再生可能エネルギーの導入〔令和32年まで〕

<事業の内容>

1. 専門家によるワンストップ対応型および普及支援型

農山漁村地域における再生可能エネルギーの導入に向け、農林漁業者や市町村等からの問合せをワンストップで受け付け、現場のニーズに応じて、設備導入や基本計画、設備整備計画の作成、協議会の設置に向けた専門家による相談対応、現地への派遣、セミナー等の開催の取組について支援します。また、様々な課題解決に向けた取組事例について情報を収集し、再エネ設備導入の普及を支援します。

2. バイオマス活用展開調査型

バイオマスのフル活用に向けて、把握できていないバイオマスについて賦存量や利用量・用途の検証、バイオマス産業の市場規模の算出及びフォローアップの検証等の取組を支援します。

3. 先進事例の情報普及型

脱炭素化の実現を目指す地域へ情報を横展開していくため、バイオマス産業都市等におけるバイオマス利活用構想の先進事例の調査、情報発信ツールの整備やバイオマスの活用に関する人材育成等の取組を支援します。

4. 農村地域におけるGX実現モデル調査型

次世代型太陽電池（ペロブスカイト）による営農型太陽光発電や、国産SAFの原料となる資源作物など、農村地域におけるGX実現に向けた調査等の取組を支援します。

<事業イメージ>

1. 専門家によるワンストップ対応型および支援普及型



2. バイオマス活用展開調査型



3. 先進事例の情報普及型



4. 農村地域におけるGX実現に向けたモデル調査型



<事業の流れ>



2-5 再生可能エネルギーの導入支援に活用できる融資制度①

	日本政策金融公庫 中小企業事業	日本政策金融公庫 国民生活事業
貸付 対象	中小企業向け	国民一般向け (個人事業主など)
資金使途	非化石エネルギー設備を導入するための費用	
対象設備	再生可能エネルギー発電設備：太陽光、風力、バイオマス、地熱、水力 再生可能エネルギー熱利用設備：太陽熱、温度差エネルギー、バイオマス熱、雪氷熱、地中熱 燃料製造設備：バイオマスエネルギー	
貸付 期間	20年以内	
貸付 限度	7億2,000万円以内 (特利限度額4億円以内)	7,200万円以内
貸付 利率	基準利率：太陽光 特別利率①（基準利率－0.4%）：太陽光（10kW以上の自家消費型）、太陽熱、地中熱 特別利率②（基準利率－0.65%）：上記以外の設備	
利率の 一例 (※)	貸付期間5年以内 基準利率： 1.06%	基準利率： 1.06～2.85%
特徴	・中小企業の長期資金向け。	・小口、短期の資金向け。 ・借入申込書等の所定の様式に記入して申し込み。
お問合せ先	株式会社日本政策金融公庫 事業資金相談ダイヤル 電話番号：0120-154-505 ※沖縄県にあっては沖縄振興開発金融公庫（098-941-1795）	

※ 適用される金利は、返済期間、担保の有無、保証人の有無等によって異なる。

※ 貸付利率は、令和4年1月4日時点のもの。

2-5 再生可能エネルギーの導入支援に活用できる融資制度②

	スーパーL資金 (日本公庫農林水産事業)	経営体育成強化資金 (日本公庫農林水産事業)	農業改良資金 (日本公庫農林水産事業)	畜産経営環境調和推進資金 (日本公庫農林水産事業)
貸付対象	認定農業者向け	主業農業者等	農商工連携法や六次産業化法等により計画の認定を受けた農業者等向け	畜産業を営む個人・法人、農業協同組合等向け
資金用途	・農業経営の改善を図るために必要な資金		・新たな生産・販売方式の導入等に必要な資金	・家畜排せつ物の処理・利用のための施設等の整備に必要な資金
貸付期間	・25年以内	・25年以内	・12年以内	・20年以内
貸付限度額	・個人 3億円 (複数部門経営等は6億円) ・法人10億円 (民間金融機関との協調融資の状況に応じ30億円まで)	・個人 1億5千万円以内 ・法人・団体 5億円以内 (事業費の80%以内)	・個人 5千万円以内 ・法人 1億5千万円以内	・対象事業による。
貸付利率	・0.16～0.30% ※	・0.30% ※	・無利子	・0.30% ※
利率の例	・貸付期間10年の場合 0.17% ・貸付期間20年の場合 0.30%	—	—	—
特徴	・認定農業者向けの長期資金。	・主業農業者等向けの長期資金。	・農業改良措置の内容について都道府県知事の認定を受ける必要。 ・農商工連携法や六次産業化法等に基づき認定された計画の実施を支援する中小企業者も利用可能。	・家畜排せつ物の処理・利用のための施設の整備向け。

※ 貸付利率は、令和3年12月20日時点のもの。

2-5再生可能エネルギーの導入支援に活用できる融資制度③

	農林漁業施設資金 (日本公庫農林水産事業)	中山間地域活性化資金 (日本公庫農林水産事業)	漁業経営改善支援資金 (日本公庫農林水産事業)	水産加工資金 (日本公庫農林水産事業)
貸付 対象	土地改良区、農業協同組合、 森林組合、水産業協同組合等向 け	中山間地域の農林水産物を使用 して製造・加工する事業者、当該 産物その加工品を販売する中小企 業者向け	漁業を営む個人・法人、 漁業協同組合等向け	水産加工業を営む個人・法人、 水産業協同組合等向け
資金 使途	・農林水産物の生産・販売等を行 うための共同利用施設の整備等 に必要な資金	・新商品、新技術の研究開発又は 利用等のための製造施設の整備 等に必要な資金	・漁業経営の改善を図るために必 要な資金	・水産加工事業者の事業基盤の 強化を促進するため等に必要な 資金
貸付 期間	・20年以内	・10年超15年以内	・15年以内	・15年以内
貸付 限度	・事業費の80%以内	・事業費の80%以内	・資金使途や漁業者の経営規模に よる。	・事業費の80%以内
貸付 利率	・0.16%～0.95% ※ (共同利用施設)	・0.30～0.60% ※	・0.30、0.45% ※	・0.35、0.50% ※
利率 の例	共同利用施設（バイオマス利活用 施設）の整備の場合、融資期間 にかかわらず 0.30%	貸付期間15年の場合 0.35% (2.7億円までの加工流通施設の整備の場 合)	漁業用施設の整備の場合 0.30%	貸付期間15年の場合 0.35% (小型魚・未利用部位1.2億円までの加工 施設の整備の場合)
特徴	・農林水産物の生産・販売やバイ オマスの利活用のための共同利 用施設の整備向け。	・中山間地域内の農林漁業者と安 定的な取引契約を締結する必要。 ・地域内から調達する農林水産物 等が5年間で概ね2割以上増加 する必要。	・認定を受けた改善計画に従って 行う事業向け。	・水産加工品の製造等を共同で行 うための施設等の整備向け。

※ 貸付利率は、令和3年12月20日時点のもの。

全国初！旧一般電気事業者の四国電力(株)が再エネ法を活用し地域の活性化に貢献

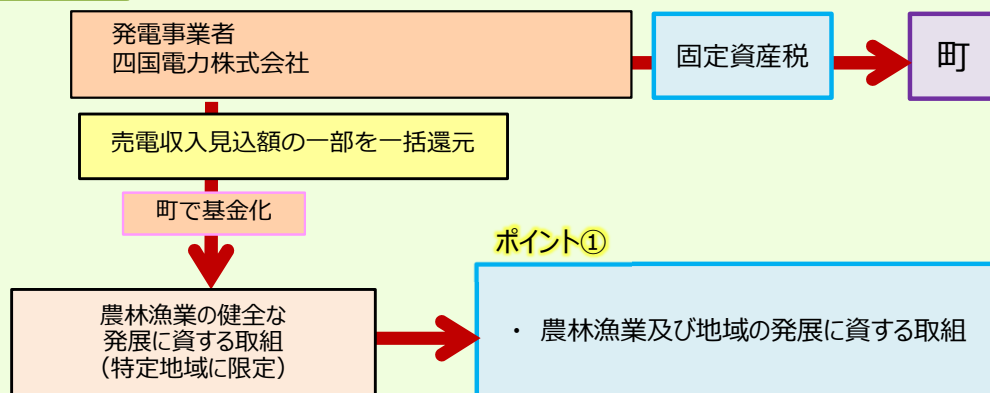
愛媛県 久万高原町 <基本計画作成日：令和2年8月20日>

再エネ発電事業概要

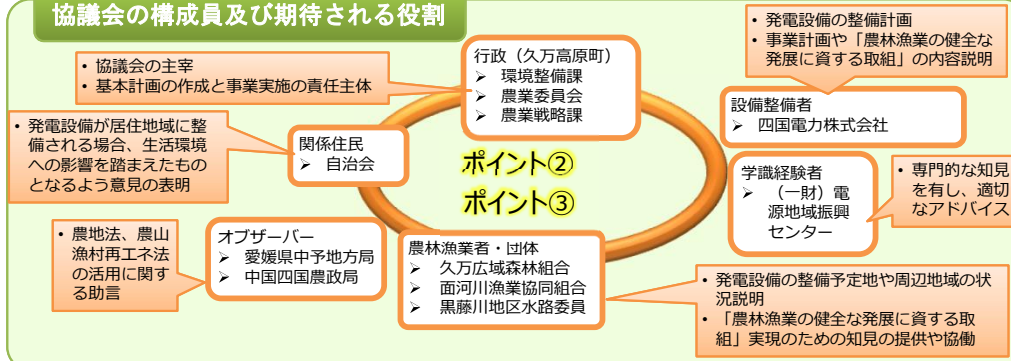
- ・事業実施主体：四国電力株式会社
- ・河川名：前川（仁淀川水系）
- ・開発地点：久万高原町黒藤川
- ・発電設備：水力発電
- ・形式：流れ込み式
- ・発電出力：1,900kW
- ・設備整備区域面積：約5.1ha
- ・年間発電電力量：8.5百万kWh
- ・運転開始時期：令和6年予定



経済効果



協議会の構成員及び期待される役割



ポイント①

取り組むに当たっての工夫

○ 農林漁業の発展に資する取組

- ・売電収入の一部を活用して、発電設備周辺の農地の保全及び農業の生産性向上を図る。
- ・共同取水により農業用水の安定確保や既設農業用水路の維持管理の負担軽減。
- ・工事の作業用道路を農道として利用し農作業の効率化。

○ 地域の発展に資する取組

- ・設備内の維持管理作業は地域からの雇用を創出。
- ・発電所を環境教育の場として活用し、地域の活力の向上につなげる。

ポイント②

○ 住民の不安を取り除き、理解を得る工夫

- ・丁寧な地元説明会の開催（計5回）

ポイント③

- ・発電事業者の事業計画等の積極的な情報発信による信頼関係の構築

○ 設備整備区域の周辺における農地等の保全に配慮した工夫

- ・設備整備区域については、水圧管路ルートの見直し等により必要最小限の範囲
- ・資する取組（見込額一部）を活用し周辺農地の保全等を図る

市町村の取組の経緯

民有林や農振農用地区域などに水力発電を設置したいのですが



林地開発や農振農用地の除外が可能なエリアか確認してみよう。



水力発電が建設されるけど周辺への影響はないかしら。

- ・平成30年 9月 第1回地元説明会（以降5回開催）
- ・平成31年 3月 事業者から久万高原町へ水力開発構想の申し入れ
- ・令和2年 3月 事業者から久万高原町へ水力発電所建設の申し入れ
- ・令和2年 5月 農用地区域（農業振興地域の整備に関する法律）除外
- ・令和2年 7月 再生可能エネルギー発電検討協議会設置
- ・令和2年 7月 第1回久万高原町再生可能エネルギー発電検討協議会
- ・令和2年 8月 第2回久万高原町再生可能エネルギー発電検討協議会
- ・令和2年 8月 農山漁村再生可能エネルギー法に基づく基本計画作成
- ・令和2年 8月 町ホームページ等に基本計画の作成掲載
- ・令和2年 10月 第3回久万高原町再生可能エネルギー発電検討協議会
- ・令和2年 12月 基本計画作成市町村による設備整備計画認定

今後の取組・戦略

- ・地域に愛される水力発電所の運営に努める。
- ・発電所を環境教育の場として捉え交流人口の拡大に期待。
- ・再エネ発電の促進により持続的発展を図り次の世代にバトンタッチ。

愛媛県 内子町＜基本計画作成日：平成30年7月27日＞

- ・事業実施主体：内子バイオマス発電合同会社（(有)内藤鋼業、シン・エナジー(株)等出資）
- ・発電設備：木質バイオマス発電 発電出力：1.1 MW
- ・建設費：約13億円
- ・設備整備計画：平成30年9月7日認定
- ・運転開始時期：平成31年4月
- ・年間予想発電量：約811万KWh／年

※商用小型発電所（熱電併給型） **ポイント①**



素材生産者（内子町森林組合、地元林業事業体）

ポイント②

```
graph TD
    A[内子町] --> B["(有)内藤鋼業（木質ペレット製造業者）"]
    B -- 支払い --> C[原木供給協定締結  
(約11,400 t /年)]
    C -- 供給 --> D[地元金融機関]
    D -- 融資 --> E[内子バイオマス発電合同会社]
    F[地元企業等] -- 出資 --> E
    G[事業用地貸与] --> E
    H["木質ペレット安定供給契約締結  
(木質ペレット：約5,700 t /年)"] -- 供給 --> E
    E -- 売電 --> F1[四国電力(株)]
    F1 -- 電気代 --> E
    E --> G1["農林漁業の健全な発展に資する取組"]
    G1 --> H1["・地域の間伐材等由来の木質ペレットを燃料として活用し  
林業の活性化及び森林整備の推進  
・地域の木質ペレット製造に係る雇用の創生等、地域の  
活性化"]
```

内子町

(有)内藤鋼業（木質ペレット製造業者）

支払い

原木供給協定締結
(約11,400 t /年)

供給

地元金融機関

融資

地元企業等

出資

事業用地貸与

内子バイオマス発電合同会社
〔愛媛木質バイオマス推進協議会〕

売電

四国電力(株)

電気代

農林漁業の健全な発展に資する取組

- ・ 地域の間伐材等由来の木質ペレットを燃料として活用し林業の活性化及び森林整備の推進
- ・ 地域の木質ペレット製造に係る雇用の創生等、地域の活性化

- ・協議会の主宰
- ・基本計画の作成と実施の責任主体

関係住民
寺村自治会

ポイント④

オブザーバー
➤ 中国四国農政局

- ・ 農山漁村再生
可能エネルギー法説明

- 農山漁村再生可能エネルギー法説明

- 農林漁業者・団体
 - 内子町森林組合
 - 小田林業研究グループ連絡協議会
- ・ 林業の取組の説明

- ・ 林業の取組の説明

ポイント④

供給者
(有)内藤鋼業

- ・間伐材等の供給体制の説明

間伐材等の供給
本制の説明

- ・発電設備の整備計画
- ・事業計画や「農林漁業の健全な発展に資する取組」の内容説明

設備整備者
➤ 内子バイオマス発電
合同会社

ポイント①

・木質バイオマス発電を通じて林業へ寄与する取組によるエネルギーの地産地消の取組により地域の活性化に繋げる工夫

低質材も一定価格で買取することで間伐材等の価格の下支えができ、森林整備の推進や林業の活性化を図る。

発電設備は、熱電供給装置 6 機とバイナリー発電装置を 1 機採用。特にバイナリー発電設備は、発電時に発生した熱を電力として回収することで高い発電効率を実現し地元の貴重な資源の有効活用を図る。

ポイント②

- ・協議会において確実な地域材の安定供給体制を構築する工夫

事業実施主体は、ペレット事業者と数量と単価を定めた木質ペレット安定供給契約を締結し、更に、ペレット事業者は、森林組合と素材生産業者との原木供給協定を締結した。この体制により素材生産業者の収益性向上及びその収益を山林所有者への還元が期待される。

ポイント③

- ・地域のPRに活用する工夫

基本計画の作成等についてマスコミ等を活用して、地域の大きな資源である「木」を再生可能エネルギーとして活用できる仕組みを整え、林業振興はもとより中山間地域における活性化の先進的なモデル地区を目指す。

ポイント④

・町民の関心を高める工夫

基本計画、設備整備計画等、農山漁村再生可能エネルギー法の活用に関する情報を町のホームページに掲載することで、農林漁業の健全な発展と調和のとれた再生可能エネルギー発電に対する町民の関心や理解を高める。

町の活
に貢献
ないか



贡献



解消



森林の荒
廃！整備
できないか
しら

- ・平成30年 7月 第1回内子町農山漁村再生可能エネルギー促進協議会開催
- ・平成30年 7月 基本計画の作成及び公表（平成30年8月）
- ・平成30年 9月 設備整備計画の受理、認定及び公表
- ・平成31年 4月 発電開始

今後の取組・戦略

- ・木質バイオマス発電施設への原料供給体制の強化、本町等の森林資源の有効活用と農林業の活性化を図る。
- ・再生可能エネルギーによる利益を地域に還元する仕組みを構築し豊かな自然と人が調和した、持続可能なまちづくりを目指す。

農山漁村再生可能エネルギー法の内容について関係者の皆さまに分かりやすく
お示しするための資料が以下にあります。



【農林水産省ホームページ】

〈再生可能エネルギー法のQ & A〉

<https://www.maff.go.jp/j/shokusan/renewable/energy/attach/pdf/houritu-25.pdf>

Q:市町村はどのような役割を担うのですか？・・・市町村等の役割等

Q:農林漁業の健全な発展に資する取組とは？・・・基本計画関係

Q:協議会の構成員には、どのような者を入れるべきですか？・・・協議会関係

Q:設備整備計画の認定は地域外の事業者も受けれますか？・・・設備整備計画関係

Q:設備整備計画の認定を受けたバイオマス発電事業と、再エネ

特措法における出力抑制の運用の関係は？・・・バイオマス発電に係る計画認定関係

〈再生可能エネルギーの導入促進〉

<https://www.maff.go.jp/j/shokusan/renewable/energy/>

【本資料についてのお問合せ先】

中国四国農政局 経営・事業支援部 食品企業課 再生可能エネルギー推進係

☎ 086-224-4511（内線2172、2176）